会員情報の取扱いに関する同意条項

第１条（会員情報の取得・保有・利用）

法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」といいます。）は、株式会社トワライズ（以下「当社」といいます。）との本契約（本申込みを含みます。）および本契約以外の当社と締結する契約の与信判断（途上与信を含みます。）ならびに与信後の管理のために以下の会員情報を当社が保護措置を講じたうえで取得し、当社が定める相当な期間保有・利用することに同意します。

①属性情報(本申込時に記載・入力等したものを含みます。法人名、法人代表者、所在地、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号(携帯電話番号を含みます。)、e メールアドレス、勤務先内容、勤務先電話番号、家族構成、住居状況等)これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。

②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名およびその数量/回数/期間、契約額、利用額、貸付額、利息、分割払手数料、保証料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）

③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況、取引の履歴、お問合わせ内容、その他取引の内容等）

④支払能力判断情報（会員等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用履歴、返済状況等）

⑤本人確認情報（本契約に関し、法令または当社が必要と認めた場合に、会員等が提出した運転免許証等の記載事項等）

⑥当社が適法かつ適正な方法により会員等または公的機関から取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

⑦映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの）

⑧公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報等）

第１条の２（個人関連情報の取扱い）

会員等は、当社が提携する個人関連情報取扱事業者から提供を受けた以下の個人関連情報を、会員等の個人データとして取得し、第 1 条及び第 2 条所定の利用目的の範囲内で、当社が定める相当な期間保有・利用することに同意します。①届出電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報

第２条（会員情報の与信等の目的以外の利用）

1.会員等は、当社が下記の目的のために第 1 条①②③の会員情報を必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意します。①当社のクレジット関連事業における市場調査、商品開発。②当社のクレジット関連事業等における宣伝物・印刷物の送付および電話や電子メール・SMS(ｼｮｰﾄﾒｯｾｰｼﾞｻｰﾋﾞｽ)の送信等による各種連絡、営業案内または、貸付の契約に関する勧誘や広告宣伝等。③当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等をご覧ください。　ホームページアドレス：https://www. towarise.jp

2.会員等は、当社が本契約にもとづく当社の業務を第三者に委託する場合には、会員情報の保護措置を講じたうえで、当該業務委託先に業務の遂行に必要な範囲で、会員情報の取扱いを委託することに同意します。

第 3 条(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供)

(1) 会員等は、当社が個人信用情報機関が保有する信用情報を利用することに関して、下記の事項に同意します。

①当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下、「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。）およびこれと提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等に関する信用情報（(3) ①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら個人信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員等およびその配偶者の信用情報が登録されている場合は、当社は、これら個人信用情報機関から信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のため利用します。

(2) 会員等は、当社が個人信用情報機関へ信用情報を提供することに関して、下記の事項に同意します。

①当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する個人信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該個人信用情報機関において下表に定める期間保管され、(3)に記載のとおり利用されます。

登録情報	㈱シー・アイ・シー(CIC)	㈱日本信用情報機構(JICC)
(a).本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および本人確認書類の記号番号等）	登録情報(ｂ)、(ｃ)、(ｄ)のいずれかが登録されている期間	同左
(b).本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヵ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヵ月以内
(c).本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）
(d).債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

ａ.㈱シー・アイ・シー

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）、申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込書、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払い回数、等）、支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等）。

ｂ.㈱日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、本人確認書類の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)。

(3) 会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

①個人信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

ａ.上記(2)①により、当社を含め、個人信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

ｂ.個人信用情報機関が収集したａ.以外の情報

ｃ.個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②個人信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

ａ.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

ｂ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する個人信用情報機関は、信用情報（①ａ.ｂ.ｃ.）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①ａ.）を提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

(4) 会員等は本契約（クレジット契約の場合）について支払停止の抗弁を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期中登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟事業者に提供されることに同意します。

(5) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、お問合わせ電話番号等は下記の通りです。また、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

名称	電話番号	ホームページ(URL)
㈱シー・アイ・シー(CIC)	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
㈱ 日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※㈱シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※㈱日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※当社が加盟する個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関のホームページをご覧ください。

(6) 提携個人信用情報機関の名称、お問合わせ電話番号等は下記の通りです。

名称	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第 4 条(個人情報の提供・利用)

(1)会員等は、当社が下記の目的で第三者に対して、第 1 条の個

人情報を必要な保護措置を講じたうえで提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従い当該個人情報を利用することに同意します。

1.	提供する第三者	会員等が利用する販売店等（本契約がクレジット契約の場合に限ります。）
	第三者の利用目的	本契約および商品等に関する売買契約、役務提供契約による会員等に対するサービスの履行、紛議等の防止および調査・解決のため。
	提供する個人情報	第 1 条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
2.	提供する第三者	融資会社(本契約が提携ローンの場合に限ります。)。
	第三者の利用目的	与信および与信後の管理のためならびに宣伝物･印刷物の送付等の営業案内のため。
	提供する個人情報	第 1 条の個人情報①②③④⑤のうち必要な範囲。
3.	提供する第三者	当社の提携先(本契約が提携カードによる契約の場合に限ります。)。
	第三者の利用目的	売買契約等にもとづくサービスの履行ならびに宣伝物･印刷物の送付等の営業案内のため。
	提供する個人情報	第 1 条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
4.	提供する第三者	「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社。
	第三者の利用目的	譲り受けまたは委託を受けた債権の管理・回収を行うため、および債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
	提供する個人情報	第 1 条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
5.	提供する第三者	金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）
	第三者の利用目的	当社の資金調達、流動化その他の目的のためなされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全 、管理、変更及び行使のため。
	提供する個人情報	第 1 条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

(2)前項の提携会社等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から 5 年間とします。なお、前項の提携会社等における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第 5 条（会員情報の開示・訂正・削除）

1.会員等は、当社および第 3 条で記載の個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第 8 条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでご確認いただけます。

ホームページアドレス：https://www.towarise.jp

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第３条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

2.万一会員情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第６条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項（本申込書等に記載すべき事項）の記載を希望しない場合または本同意条項の内容の全部もしくは一部を同意しない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第２条第１項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第７条（利用中止の申出）

会員等は、第２条第１項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第８条（会員情報の取扱いに関するお問合わせ等の窓口）

会員情報の開示・訂正・削除に関する会員等の会員情報に関するお問合わせや、利用中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までご連絡ください。なお、当社は会員情報を適切に保護する責任者として、個人情報管理責任者を設置しております。

株式会社トワライズ　　〒683-8602　鳥取県米子市東福原２丁目１－１

・コンタクトセンター　℡　0859-32-7331　　・お客様相談室　℡　0120-31-4839

・ホームページアドレス：https://www. towarise.jp

第９条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第１条および第３条にもとづき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

ジュンテンドーBusiness カード会員規約

一般条項

第1条（法人会員とカード使用者）

1. 法人会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社トワライズ（以下「当社」といいます。）に、第4条第1項に定めるカードを当社所定の申込書により入会を申込まれた、官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」といいます。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」といいます。）で当社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主をいいます。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といいます。
2. カード（第4条第2項に定めるものをいいます。以下同じ。）の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえトワライズに申し込まれた個人の方で、当社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といいます。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を代表使用者といいます。
3. 法人会員と代表使用者を併せて支払責任者といいます。

4. 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。
5. 個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。
6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくクレジットカード利用（ショッピング条項に定めるショッピングならびに第21条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第17条第4項所定の方法によりカード使用者によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。
7. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
8. 会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。

第2条（支払責任および連絡責任者）

1. 支払責任者は、会員によるカード（第4条第5項に定めるカード情報を含む。） の利用代金その他本規約において法人会員または支払責任者が負担するとされる一切の義務および責任を連帯して履行する義務を負うものとします。
2. 代表使用者は、法人等の代表権またはカード使用者の資格を喪失した場合であっても、当該代表使用者とは別の個人が当社の承認を得て代表使用者とならない限り、前項の支払責任者としての義務および責任を継続して負担するものとします。
3. 第1条第6項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者（ただし、個人事業主自身を除く。）はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）に対して本規約を遵守させる義務を負うものとします。
4. 法人等または個人事業主は、入会申込書に記載すべき事項について当社から確認を行うための連絡責任者を、当社所定の入会申込書等に記載し、当社に提出するものとします。

第2条の2（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、本規約に基づき法人会員が当社に対して負担する一切の債務について，保証限度額を限度とし、当社に対し、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。
2. 連帯保証人は、前項による保証限度額は、カードの総利用可能枠と同一であることを踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
3. 連帯保証人は、カードの総利用可能枠が変更された場合には、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
4. 当社が連帯保証人に対して履行の請求をしたときは、法人会員に対してもこの履行の請求の効力が生ずるものとします。

第3条（利用目的等）

1. 会員は、法人会員にとって営業のためにもしくは営業として締結する売買契約、役務提供契約に基づいて加盟店に対し負担する金銭債務を決済するためにカードを利用することができ、これ以外の目的

で利用しないものとします。 2. 会員は、本規約に基づく取引が割賦販売法の適用を受けないことを確認します。

第4条（カードの貸与と取扱い・有効期限）

1. 本規約に定めるクレジットカードは、当社の発行する「ジュンテンドーBusinessカード」となります。（以下「カード」といいます。）
2. 当社は本契約に関し、会員1名につき、当社が承認したカード1枚を発行し、貸与いたします。なお、カード所有権は当社に属します。
3. 当社がカードを貸与したときは、カード使用者は直ちにカードの署名欄に自己の署名をしなければなりません。また、善良なる管理者の注意をもって、カードを使用し保管しなければなりません。
4. カードは、カード上に表示されたカード使用者のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に、譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。なお、当社が必要を認めてカードの返却を請求したときは、カード使用者はこれに応じるものとします。
5. カード上には、会員番号、カード使用者氏名、有効期限等（以下「カード情報」といいます。）が表示されますが、会員はこれらの表示事項を他人に使用させることはできません。
6. 会員が本条第3項、本条第4項、本条第5項に違反し、カードまたはカード情報が他人に使用されたときは、その利用代金の支払いは支払責任者の負担となります。
7. カードの有効期限は、当社が指定しカード上に表示します。当社が引続きカード使用者として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。カード使用者は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、会員の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限後といえども本規約を適用します。

第5条（年会費）

「ジュンテンドーBusinessカード」の年会費は無料とします。

第6条（暗証番号）

1. 当社は、カード使用者より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。暗証番号が登録されるまでの間は、ご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。また、カード使用者は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」などの4桁の同じ数字および生年月日、電話番号、住所地番、自動車登録番号等から推測される番号以外の数字を選択し登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員による利用とみなし、その利用代金はすべて支払責任者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。
3. カード使用者は、当社所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。

第7条（取引時確認）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）にもとづく取引時確認（「本人特定事項等の確認」をいいます。）のために、以下の事項について同意します。
①運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の原本又はその写し（以下これらを総称して「本人

確認書類」といいます。）の提示・提出を求められたときはこれに応じるものとします。

②取引時確認について、当社の提携加盟店に本人確認業務を委託する場合があること。

③取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

④提出された本人確認書類は法令による記録保管義務のため返却されません。

2. カード入会申込者及び会員は、「犯罪収益移転防止法施行令」に定める外国PEPs（外国政府等において重要な地位を占める者もしくはその家族）に該当することとなった場合または過去に当該外国政府等において重要な地位を占める者であった場合は、以下の事項に異議なく同意するものとします。

①当社の求めに応じて追加の本人確認書類を提示・提出すること。

②外国PEPsに該当する旨及びその国名と職名を直ちに当社へ届出ること。

③カード入会を謝絶しまたはカードの利用を制限もしくは停止する等の措置をとること。

④提出された本人確認書類は法令による記録保管義務のため返却されません。

第8条（利用可能枠）

1. カード利用可能枠は、カード使用者毎に当社が審査し決定した枠までとします。ただし、当社が会員のカード利用状況もしくは支払状況および支払責任者の信用状況等により適当と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも次の手続きを行うことができるものとします。

①利用可能枠を増枠または減枠すること。

②法人会員が当社から複数枚のカードを貸与された場合、それぞれのカードの利用可能枠の合計額とは異なった利用可能枠（以下「総利用可能枠」といいます。）を設定することができます。カード使用者単位の利用可能枠を別に定め、各カードの合計利用残高を総利用可能枠の範囲に制限すること。

2. 会員は当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。これを超えて利用した場合、支払責任者は当然に利用可能枠を超えた金額、もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。

3. 当社は、その加盟する個人信用情報機関に登録された情報及び当社との間のその他の取引の内容等を利用して、当社所定の方法で、カード更新時及び随時、会員の信用調査を行い、カード利用可能枠の変更又はカードの機能の停止を行うことができるものとします。

第9条（カードの機能）

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって（ショッピング条項）に定める機能を利用することができます。カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。会員は、ジュンテンドー店舗で、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって、商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。

第10条（お支払い）

1. カードショッピングの利用代金および手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）は、毎月末日に締切り、法人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日にお支払い頂く場合もあります。なお、支払責任者が希望し当社が適当と認めた場合または事務上の都合により、コンビニエンスストアでのお支払い、または当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払う場合があります。

2. 前項に基づくコンビニエンスストアでのお支払いの場合、コンビニエンスストアが支払金を代理受領

したことにより当社への支払いがなされたものとします。また、当社が適当と認めた場合、または事務上の都合により当社が送付する用紙にて当社の指定する預金口座への振込等の方法により支払う場合があります。（所定の振込手数料が発生する場合があります。）

第11条　削除

第12条（支払金等の充当順序）

支払責任者の当社に対する債務の支払金が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第13条（請求書・残高承認）

1. 当社は支払責任者に対しカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細および残高が記載された請求書を法人会員の届出住所あてに送付します。 なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当社請求書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
2. 支払責任者が前項の請求書を受取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には支払責任者がこれを受信した後）、20日以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第14条（費用・公租公課等の負担）

1. 支払責任者は、当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用および当社からの返金に要する費用を負担するものとします。
2. 支払責任者は、支払いを遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として再振替手続回数1回につき220円（税込）を、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込）を別に支払うものとします。
3. 支払責任者は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。また、訴訟申立費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とするものとします。
4. 支払責任者は、当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払うものとします。
5. 本規約に基づく費用・手数料に関し課される消費税および地方消費税その他の公租公課は支払責任者が負担するものとし、消費税率および地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても支払責任者が負担するものとします。

第15条（カードの紛失、盗難）

1. カードが紛失・盗難・搾取・横領等（以下まとめて「紛失･盗難」といいます。）により他人に不正利用された場合、支払責任者は、そのカード利用代金についてすべて責任を負うものとします。
2. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄の警察署または交番に届出るとともに、当社所定の届出書を当社あて提出するものとします。
3. 当社は、カードの紛失、盗難、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

4. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第16条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定に係らず、当社は、会員が紛失･盗難により他人にカードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって支払責任者が被るカードの不正利用による損害を補てんします。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社は補てんの責を負いません。

①会員が第4条に違反したとき。

②会員またはその法定代理人（会員が法人等であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失･盗難が生じたとき。

③損害の発生が保障期間外の場合。

④会員の従業員・家族・同居人・当社から送付したカードの受領人等、会員の関係者による不正使用に起因する場合。

⑤紛失･盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。

⑥カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合。

⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の91日以前に生じた損害。

⑧戦争・地震等による著しい社会秩序の混乱中に生じた紛失･盗難に起因する損害。

⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害。

⑩会員が本条第4項の義務を怠った場合。

4. 会員は、損害の補てんを請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第17条（退会および会員資格の取消およびカードの利用停止・返却）

1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。
2. 会員は、当社が第4条または第15条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして当社が取り扱うことに同意します。
3. 会員は、次のいずれかに該当する場合、①、④、⑤、⑥においては当然に、②、③、⑦においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

②会員が本規約に違反したとき。

③支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、もしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社

が判断したとき。

④当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

⑤一般条項第19条（期限の利益の喪失）各項のいずれかに該当した場合

⑥支払責任者が日本国内に居住しなくなった場合。

⑦支払責任者が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合において、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社が確認できない場合、又は当社が収集した情報等により当該会員が適法な在留資格・在留期間等を保持していないと当社が判断した場合。

4. カード使用者は、法人会員が、当社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
5. 当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
6. 第3項または第4項の場合、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
7. 第3項または第4項に該当し当社または加盟店がカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
8. 当社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反する恐れがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと認めたときは、カードの利用を断ることができるものとします。

第18条（反社会的勢力等の排除）

1. カード入会申込者及び会員（本条では会員及び会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは経営に影響力を行使できる者を含みます。）は、カード入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

②暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

⑧前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用してい

ると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）

⑨テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

⑩その他本条第1項①から⑨に準ずる者

2. カード入会申込者及び会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為

⑥その他本条第2項①から⑤に準ずる行為

3. カード入会申込者及び会員が本条第１項もしくは第２項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社はカード入会申込者及び会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、カード入会申込者及び会員は、これに応じるものとします。

4. 当社は、カード入会申込者及び会員が本条第１項もしくは第２項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、クレジットカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。

5. カード入会申込者及び会員が、本条第１項もしくは第２項のいずれかに該当した場合、本条第１項もしくは第２項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または本条第３項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、カード入会申込者及び会員は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払い債務を直ちに支払うものとします。

6. 本条第４項もしくは第５項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、カード入会申込者及び会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また本条第４項もしくは第５項の規定の適用により、カード入会申込者及び会員に損害等が生じた場合にも、カード入会申込者及び会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

7. 本条第5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払い債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第19条（期限の利益の喪失）

1. 支払責任者が、次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

①本規約に基づく債務の支払を1回でも遅滞したとき。

②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

④破産手続開始、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたことを当社が知ったときまたは自らこれらの申立てをしたとき。

⑤債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のための弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

⑥カードを他人に貸与したり譲渡、質入れ、担保提供等を行ったとき、またはカードを利用して購入した商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

⑦会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社において所在が不明になったとき。

2. 支払責任者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

①入会申込みに際し、虚偽の申告があったとき。

②会員の経営する法人につき、破産、会社整理、特別清算、会社更生、民事再生の申立てまたは解散その他営業の廃止があったとき。

③本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

④本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第20条（届出事項の変更・通知等の送付）

1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、所在地、電話番号およびお支払い口座（第10条に定めるものをいいます。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第21条（付帯サービスの提供）

1. 会員は、当社または当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます。）が提供するサービス（以下「付帯サービス」といいます。）を受けることができる場合があります。付帯サービスの内容および利用条件等については、別途当社から会員に対して通知するか当社のホームページにて公表するものとします。
2. 会員は、付帯サービスの内容および利用条件等について、当社が通知または公表することなく変更または提供を中止することについてあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員がカードの利用を停止されまたは会員資格を喪失した場合には、当該事由発生前に申込んだ付帯サービスを含めて、付帯サービスの提供を受ける権利を喪失するものとします。

第22条　削除

第23条（債権譲渡）

会員は当社が本規約に基づく債権および権利を当社の資金調達その他の目的のために必要に応じ取引金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社または債権回収会社（以下「金融機関等」といいます。）に譲渡もしくは担保提供（質権および譲渡担保設定を含みます。）その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、ならびに、当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権および権利に関するその他の取引をすることについてあらかじめ承諾します。

第24条（住民票取得等の同意）

会員は、本申込みに係る審査のため、および途上与信に係る審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第25条（規約の変更、承認）

当社は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により本規約の一部若しくは全てを変更することができます。なお、当社からその内容をお知らせした後に会員がカードを使用したとき又は、お知らせ後異議なく2週間経過したときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

第26条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第27条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社の間で本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんに係らず、法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、商品等の購入地、または当社の本社・管理センターの所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

カードショッピング条項

第28条（ショッピングの利用方法）

1. 会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、商品・権利の購入とサービスの提供等を受けることができます。なお、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きによりカードの取引を行う場合があります。
2. 郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード情報、会員の氏名・住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。
3. インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード情報、会員の氏名・住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカードの取引を行うことができます。
4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード情報、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード情報等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要または適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。
5. 会員のカードショッピング利用に際して、利用金額、購入する商品・権利または提供されるサービスの種類等によっては、事前に当社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードショッピング利用に関する照会を行うこと、および当社が電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認することをあらかじめ承諾するものとします。
6. 会員が当社加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとします。
7. 会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止とします。

第29条（商品の所有権留保）

カードショッピングを利用して購入した商品・権利の所有権は、当該カードショッピングに係る債務の完済まで当然に当社が有することを会員は異議なく承諾するとともに、次の事項を遵守するものとします。

①善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社所有権を侵害する行為をしないこと。

②商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第30条（ショッピングの支払金の支払方法）

1. カードショッピングの支払方法は次の通りとします。

①ジュンテンドーで、ジュンテンドーBusinessカードを利用してカードショッピングされた場合の支払金の支払い方法は、1回払いのみとなります。

2. カードショッピングの利用代金は、次のとおりとします。

①ジュンテンドーBusinessカード　毎月末日に締め切り、翌月の27日にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。 なお、事務上の都合により翌々月以降の27日からお支払いいただくこともあります。

3. ジュンテンドーBusinessカード会員がジュンテンドー店舗でご利用した場合

①支払回数、支払期間、実質年率、1回払手数料は下記の通りとなります。

支払回数（回）	1回
支払期間（ヵ月）	1
手数料率（実質年率）（%）	0
利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0

4. 会員は、手数料が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。

第31条（遅延損害金）

（分割払い等の場合）

1. 支払責任者が、分割支払金の支払いを遅滞したとき（本条第2項の場合を除きます。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

①分割支払金の支払いが翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し、実質年率14.6%を乗じた額と分割支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

②分割支払金の支払いが翌月1回払いの取引については、当該分割支払金に対し、実質年率14.6%を乗じた額。

2. 支払責任者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

①本条第1項①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。

②本条第1項②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、実質年率14.6%を乗じた額。

（リボルビング払いの場合）

3. 支払責任者が弁済金の支払いを遅滞したときは、当該弁済金に対し支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額に対し期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで実質年率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第32条（早期完済の場合の特約）

会員が当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払いを履行している場合には約定支払期間の中途であっても早期完済をすることができます。早期完済する場合、会員は当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。この場合の支払金額は下記算式により算出した金額とします。

●未払分割支払金合計－期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。

【お問合わせ・相談窓口】

⑴ご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

⑵本規約についてのお問い合わせ、ご相談は株式会社トワライズにおたずねください。

株式会社トワライズ

本社/〒683-8602　鳥取県米子市東福原２丁目１－１

コンタクトセンター　　TEL 0859－32－7331

お客様相談室　　0120－31－4839(フリーダイヤル)

ホームページアドレス：https://www.towarise.jp

(2025.03)